

# 農林水産業の革新的技術緊急展開事業実施要綱

〔 制定 26 農会第 993 号  
平成 27 年 2 月 3 日  
農林水産事務次官依命通知 〕

## 第 1 趣旨

我が国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出し、農林水産業の所得向上を目指すとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることが最重要課題となっている。

このため、農林水産業の活力創造に資する具体的な研究課題を特定し、実際の生産現場において、民間企業・大学・独立行政法人等、我が国の英知を結集し、革新的な技術体系を導入した実証研究への取組を支援することとする。

さらに、品種開発、栽培技術及び食品保存・加工法等、幅広い分野で民間活力を生かした技術革新を加速するため、メタボローム解析（生体内の代謝活動を網羅的に把握・分析する技術）等、先端技術の応用研究を支援することとする。

## 第 2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- 1 産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立
- 2 技術革新を加速化する最先端分析技術の応用

## 第 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

## 第 4 事業の研究目標

- 1 事業実施主体は、事業の開始前に当該事業によって行う研究の目標を第 5 の事業実施計画においてそれぞれ定めなければならない。
- 2 研究目標の設定に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

## 第 5 事業の実施

### 1 事業実施計画の作成等

(1) 第 2 を実施する事業実施主体は、事業を実施するに当たり、事務局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、事務局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) (1) の事業実施計画の重要な変更は、事務局長が別に定めるところによるものとし、その手続は、(1) に準じて行うものとする。

### 2 事務局長による事業計画の承認

事務局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、事務局長が別に定める外部専門家（大学、企業の研究者等）等で組織される選考・評価委員会において選定に係る審査を実施し、その審査結果に基づいてこれを承認するものとする。

### 3 事業実施計画の審査基準

事務局長は、選考・評価委員会において公正かつ客観的な採択を行うため、事業実施計画の審査基準を定めるものとする。

## 第6 事業の評価

- 1 第2を実施する事業実施主体は、事業終了時において、研究目標の達成状況について、事務局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、事務局長に報告するものとする。
- 2 事務局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 3 事務局長は、2の評価結果を公表するものとする。
- 4 事務局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第7 推進指導

事務局長は、本事業の効果的な推進が図られるよう、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第8 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な研究活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## 第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

## 第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。